

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた 郵送による屋外広告物許可申請のお願い

屋外広告物掲出者におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、郵送による屋外広告物許可申請に可能な限りご協力をお願いいたします。

郵送による申請方法

① 申請書の送付

必要書類、返信用封筒を下記送付先にお送りください（担当者連絡先（氏名・電話番号）を明記してください）。

なお、記載内容を確認する場合がありますので、必ず書類の控えをお手元に保管ください。

返信用封筒には宛名を明記し、切手を貼付のうえ、同封してください。提出された申請書副本に許可通知書等（返信用封筒+A4版1～2枚+許可シール）が加わった重量分の切手が必要となります。

② 都市景観室担当者による内容の確認

都市景観室に到着後、書類を確認次第、担当者へ電話連絡します。特に不備がなければ、現金書留による手数料の郵送を依頼します。不備があれば、改める内容をお伝えします。

③ 現金書留による手数料の送付

担当者から現金書留送付の依頼があったのち、手数料を現金書留で送付してください。現金書留による手数料送付の際には、許可申請書（様式第1号）のコピーを同封してください（物件の確認のため）。

④ 許可書の返送

手数料納付後、許可書が作成できましたら、返信用封筒で副本とともに返送します。

送付先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市 都市景観室 屋外広告物担当 宛て